

産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障除去 に関する支援制度の今後のあり方について

全国知事会では、平成24年7月「平成25年度 国の施策並びに予算に関する提案要望」において、産業廃棄物適正処理推進基金について、平成25年度以降も現行制度を基本として存続させ、必要額を確保して地方公共団体の負担を従来通りとすることを掲げ提案・要望したところである。

現在、国においては同基金の今後のあり方について検討されているところであり、この見直しにあたっては、以下の不法投棄等不適正処理の現状を踏まえて行われるよう、改めて要望する。

近年の行政機関および事業者等の取り組みにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるが、なお予断を許さない状況にあると考えられる。また、残存する不法投棄等の事案も依然として数多く残されており、こうした事案に起因する新たな生活環境保全上の支障の発生が懸念される場所である。

都道府県等においても、不法投棄等の未然防止に向けた監視・指導の強化や発生した事案における原因者・関与者への責任追及の徹底に引き続き取り組んでいくものであるが、事案の悪質化、巧妙化の傾向もあり、その根絶は難しいのが現状である。

このため、産業廃棄物適正処理推進基金は、社会的なセーフティーネットとして必要不可欠であり、当面する3箇年については、この制度を維持されるよう求めるものである。

また、平成28年度以降についても、不法投棄等に起因する支障除去に関する支援スキームは必要と考えており、新たな制度の創設に向けて、早急に中央環境審議会において、都道府県等の代表も含めた専門委員会を設け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正も視野に入れた検討を行うこととされたい。

その見直し検討においては、都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状に鑑み、不法投棄等の被害を受けた地方公共団体に負担が偏ることのない、恒久的な制度の構築を強く要望する。

平成25年1月30日

全国知事会 文教環境常任委員会
委員長 秋田県知事 佐竹 敬久